江東区男女共同参画推進センター窓口等業務委託

プロポーザル実施要領

１．事業の趣旨・目的

江東区男女共同参画推進センターは、「江東区男女共同参画及び多様性の尊重を推進する条例（平成１６年条例第１号第１２条）」に基づき、区民及び事業者による男女共同参画及び多様性を尊重する社会の形成に向けた取組を総合的に支援する拠点施設として設置されている。

本事業は、江東区男女共同参画推進センターの設置目的を踏まえ、利用者ニーズに的確に対応した事業運営を実現するため、男女共同参画及び多様性尊重の推進に関する専門性や運営ノウハウを有する事業者を公募型プロポーザル方式により選定し、質の高い施設運営及び事業実施を推進するものである。

２．業務概要

（１） 業務名　　江東区男女共同参画推進センター窓口等業務委託

（２） 業務内容　　別紙「江東区男女共同参画推進センター窓口等業務委託仕様書」のとおり

（３） 委託上限額　　44,242,081 円（税込）

（４） 契約期間　　令和９年４月１日から令和１０年３月３１日

※ ただし、履行状況が良好であり、仕様及び価格に変更がない場合は、原則として 2 カ年度に限り契約を更新することができる。

３．参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

（１） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

（２） 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては更生計画の認可がなされていない者でないこと。

（３） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある法人ではないこと。

（４） 江東区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（27 江総経第 3281 号）による指名停止を受けていないこと。
（５） 江東区における競争入札参加資格を有すること（東京電子自治体共同運営「電子調達サービス」による。）。
（６） 男女共同参画施策に関する業務に精通し、本委託業務を継続的、安定的に遂行できる能力を有すると認められること。
（７） 東京都内に本社または事業所を有していること。
（８） 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。

４．スケジュール

スケジュールは次のとおりとする。ただし、やむを得ない事情により変更することがある。

（１） 実施要領の公表期間
令和８年１１月１９日（木）～令和８年１２月１７日（木）
（２） 質問受付期間
令和８年１１月１９日（木）～令和８年１２月３日（木）午後５時必着
（３） 質問回答期限
令和８年１２月１０日（木）
（４） 参加表明書・企画提案書等の提出期限
令和８年１２月１７日（木）午後５時必着
（５） 第１次審査結果通知
令和９年１月７日（木）
（６） 第２次審査
令和９年１月１８日（月）
（７） 最終選定結果通知
令和９年１月２５日（月）

５．参加手続

（１） 実施要領の公表
ア 公募期間 :令和８年１１月１９日(木)～令和８年１２月１７日(木)
イ 公募方法 ：区ホームページにて公表
（２） 質疑・回答
ア 質問受付期間：公募開始～令和８年１２月３日（木）午後５時必着
イ 質問方法 ：電子メールにより質問票【様式４】を下記「１３」に記載の担当部署まで提出すること。
※上記以外の方法による問い合わせは受け付けない。

ウ　回答期限　　：令和８年１２月１０日（木）午後５時
回答方法：質問への回答は区ホームページに掲示し、個別の回答は行わない。
なお、一括で回答することとし、都度回答は行わない。

（３）　応募書類の提出
参加表明書・企画提案書等

ア　提出期限　　：令和８年１２月１７日（木）午後５時必着
※提出期限後に到着した書類は無効とする。

イ　提出方法　　：持参（平日の午前９時～午後５時）
※提出先は下記「１３」に記載の担当部署まで

６．提出書類

参加希望事業者は、下記の書類を提出すること。また、提出時に提出物の一覧表を作成し添付すること。（様式任意）

（１）　参加表明書（様式１）

（２）　団体（法人）概要書（様式２）
補足資料として会社概要等のパンフレットを添付すること。

（３）　企画提案書一式（企画提案書及び様式３）
提案事項（次の項目について提案すること）

ア　男女共同参画に関する考え方・基本方針

イ　業務実施体制
配置職員（執行体制）の１ヵ月ローテーション表（任意様式で作成し、企画提案書に含めること）

ウ　情報管理・危機管理

エ　従事職員育成

オ　業務改善提案

（４）　価格提案書（見積書）

（５）　他自治体委託実績書（任意様式）
過去5年以内の同種または類似業務の履行実績がある場合に提出すること。

（６）　東京電子自治体共同運営サービスの競争入札参加資格審査受付票の写し（裏面印鑑証明部分を含む）

※　提出書類は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書開示請求があった場合は、開示対象になることもある。

７．企画提案書等作成における留意事項

（１） 書類の提出時期については、「４．スケジュール」のとおりとする。

（２） 企画提案書及び価格提案書については、１者につき１案とする。

（３） 真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載しないこと。

（４） 企画提案書等において使用する言語及び通貨は、商標及び固有名称を除き、日本語及び日本国通貨に限るものとし、使用する通貨は「円」とすること。

（５） 正本１部・副本８部（６.（３）のみ）を提出すること。

（６） 副本には、事業者名が特定できる表現及びロゴマークなどを記載しないこと。もしくは、当該箇所にマスキングをすること。

（７） 「６.（３）企画提案書一式」は内容を簡潔に記載し、様式３・表紙及び目次を除き、Ａ４サイズ２０頁以内で作成すること。また、用紙の向きは自由、文字列の方向は横書きを基本とし、必ずページ番号を付すこと。なお、カラー・モノクロは問わない。

（８） 「６.（４）価格提案書（見積書)」は令和９年４月１日～令和１０年３月３１日(１年分)の任意様式とし､消費税を含む金額を記載するとともに、積算内訳を明記すること。なお、宛先は選定委員長宛とする。

（９） 「６.（５）他自治体委託実績書」は発注者・業務内容・請負金額・契約期間・担当者等を記載すること。

８．評価方法

（１） 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

（２） 評価方法

企画提案書、価格提案書、プレゼンテーションについて、別紙「評価基準」に基づいて評価する。

（３） 第１次審査（書類審査)

提出書類について別紙「評価基準」に基づき採点を行い、採点が高い事業者から順に３事業者を第２次審査対象者として選定する。

第１次審査の結果は、令和９年１月７日（木）までに全ての参加者に電子メールにより通知し、併せて、第２次審査対象者には日時、場所等詳細を通知する。

（４） 第２次審査（プレゼンテーション）

本業務を受託した際に携わる担当者が出席し、企画提案書に沿って説明を行うこと。

１事業者あたり４０分（プレゼンテーション２０分、ヒアリング２０分）程度とし、参加人数は３名までとする。

なお、プレゼンテーションにあたり、パソコンを使用する場合は必要な機器を持参すること。スクリーン及びプロジェクターは区で用意する。

（５） 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者の内、（３）（４）の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、同額の場合、当該事業者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成及び再提出すること。江東区は、その価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ ア、イに関わらず、総合点が６割未満の場合は、候補者として選定しない。

（６） その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 価格提案書の金額が委託上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に関わる委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合

９．選定結果の通知

第２次審査の結果は、令和９年１月２５日（月）までに第２次審査の参加者に電子メールにより通知する。

１０． 契約手続

（１） 第２次審査の結果、選定された候補者と江東区との間で委託内容、経費等について再度調整を行い、委託契約を締結する。

（２） 選定された候補者が特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届（任意様式）を提出すること。

なお、この場合、次順位者を候補者とする。

１１．　選定結果の公表

選定された候補者との契約締結後、速やかに下記項目について区ホームページにて公表する。

【公表事項】

（１）　候補者の名称、総合点及び選定理由

（２）　（１）以外の参加者の名称及び総合点

ア　（１）以外の参加者の名称は、ABC 表記とし、総合点は点数順で表記する。

イ　参加者が２者の場合、次点者の得点は公表しない。

１２．　その他

（１）　参加表明書の提出後に辞退する場合は、速やかに下記「１３」に記載の担当部署に連絡のうえ、その理由を記載した辞退届（任意様式）を提出すること。

（２）　すべての提出書類について、提出した後の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、江東区から指示があった場合を除く。

（３）　提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。

（４）　参加表明書を提出した後、江東区が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。

（５）　提出書類は、返却しない。

（６）　提出書類の作成のために江東区から資料を受領した場合、その資料について、江東区の許可なく公表及び使用することはできない。

（７）　電子メールや郵便等の事故について、江東区はいかなる責任も負わない。

（８）　プロポーザルの参加にあたり、プロポーザル参加者に生じた損害等について、江東区はいかなる責任も負わない。

（９）　提出書類は本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。また、公文書開示請求の対象となり（法令で定める非該当事由に該当する項目は除く）、公文書開示請求があった場合は、江東区情報公開条例に基づき公開することがある。

（１０）本業務の実施及び予算額については、令和９年第１回区議会定例会における令和９年度当初予算が可決された場合において有効とするため、中止または変更となることがある。

１３．　担当

江東区男女共同参画推進センター管理係　岩永

電　話：０３－５６８３－０３４１
ＦＡＸ：０３－５６８３－０３４０
メール：055201@city.koto.lg.jp
提出先：〒１３５－００１１　江東区扇橋３－２２－２（パルシティ江東内）

以上